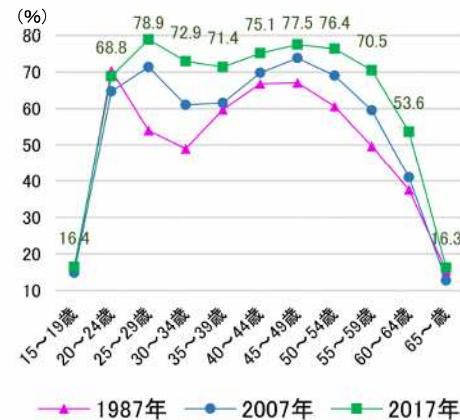


## 1. 現状認識

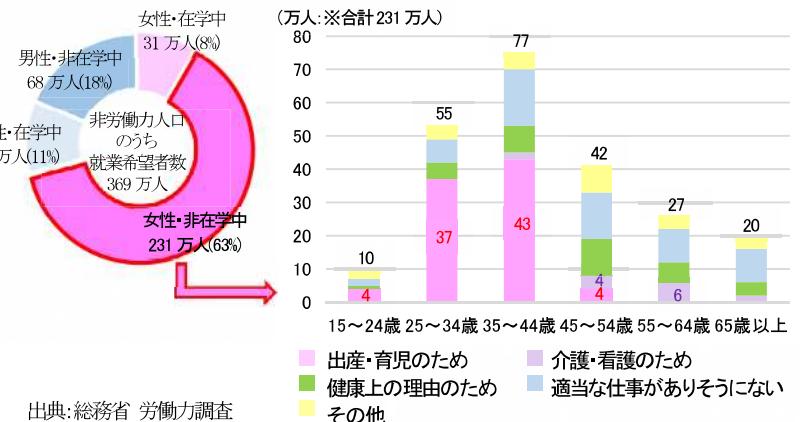
- わが国は少子高齢化により人口減少社会に突入しており、総人口は2053年に1億人、生産年齢人口は2056年に5千万人をそれぞれ下回ると予想されている。
- 日本商工会議所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、「人手不足」と回答した割合が3年連続で上昇し、直近の調査では6割に達するなど、人口減少による人手不足問題はかつてないほどの危機に直面し、今後さらに深刻さが増していくと予想されている。特に地方では人手不足が顕著であり、対応が急務である。
- そうした中、女性をはじめとした多様な人材の活躍が期待されている。女性の就業率（25歳～44歳）は、1987年から2017年までの30年間に57.8%から74.4%と16.6ポイント上昇し、とりわけ近年の上昇率は顕著である。これに伴い、M字カーブの底は大幅に上昇し窪みが浅くなるとともに、全体的に上方へ大きくシフトしている [図表1]。
- このように女性の労働参画は着実に進みつつあるが、女性の非労働力人口2,803万人（2017年）のうち就業希望者（在学中を除く）は231万人いることから、さらなる労働参画が期待される [図表2]。

[図表1]女性の年齢階級別就業率の推移



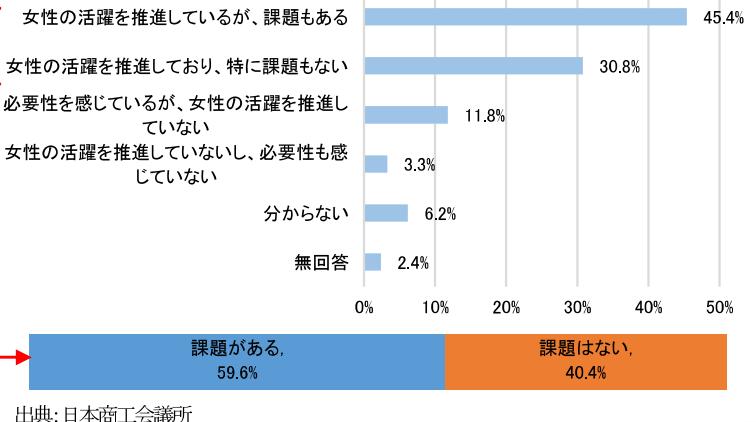
出典: 総務省 労働力調査

[図表2]年齢別・非求職理由別、非労働力人口のうち就業を希望する女性の数(2017年)



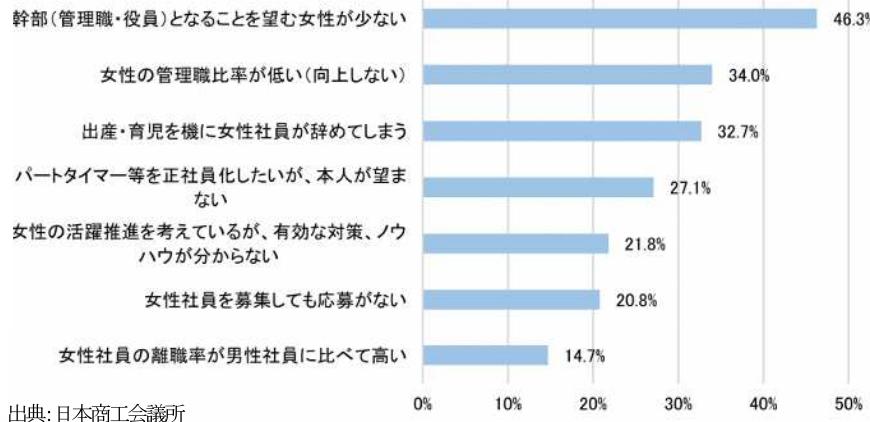
出典: 総務省 労働力調査

[図表3]女性の活躍推進に係る取組状況(2018年)



出典: 日本商工会議所

[図表4]女性の活躍推進に係る課題(上位7項目、2018年)



出典: 日本商工会議所

## 2. 国に対する重点要望事項

### (1) 待機児童解消に向けた取組の推進

- 「子育て安心プラン」に基づく受け皿の整備、保育人材の確保（2017年4月時点待機児童数：約2万6千人）
- 保育の受け皿量は拡大しているにも関わらず、想定を上回る保育ニーズにより待機児童は解消されず、2014年から2017年にかけて3年連続で待機児童数は増加し、2017年4月時点での全国の待機児童数は約2万6千人に達している。
- 2017年6月に公表された「子育て安心プラン」に基づく施策により待機児童を早期に解消するとともに、女性就業率80%に対応できる32万人分の受け皿を目標とする2020年度までに着実に整備すべきである。また、保育人材の処遇改善等を通じて、保育の受け皿拡大を支える人材確保にも鋭意取り組んでいく必要がある。

### (2) 整備すべき受け皿量の精査【新】

- 「子育て安心プラン」では女性就業率80%に対応できる保育の受け皿は32万人分とされているが、これを大きく上回る89万人分が必要との民間試算がある。必要な受け皿整備量は待機児童解消の根幹に関わる極めて重要な要素であることから、精査すべきである。
- また、入園申込み自体を断念している保護者が少なくないためいわゆる「隠れ待機児童」が多く存在しているとの指摘があることから、2018年度から全面適用される待機児童の新定義に基づき保育ニーズの実態をより詳細に把握すべきである。

### (3) 企業主導型保育事業の周知、マッチングの実施【新】

- 企業側の関心も高く保育の受け皿拡大に寄与している企業主導型保育事業は、設置主体の6割が中小企業であり、共同設置・共同利用が4割を占めている。しかし、制度の認知が進んでいないとの指摘があることから、中小企業がより利用しやすくなるよう、助成内容等の制度概要や企業主導型保育所の設置に係る好事例の周知はもとより、設置を検討している中小企業同士、さらには中小企業と保育所の運営を担う保育事業者とのマッチングに取り組まれたい。
- 子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、税による恒久財源で賄うべきである。企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は料率の引き上げが続いており、企業にとって負担感が増していることから運用規律を徹底することで、料率はできる限り引き上げるべきではない。

### (4) 都市部における取組の加速

### (5) 「待機児童緊急対策地域」制度の積極的な運用【新】

### (2) 放課後児童クラブの拡充

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿の整備（2017年5月時点待機児童数：約1万7千人）
- 小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学生に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブは、保育施設と同様に女性活躍推進のための重要な基盤である。しかし、待機児童数は2011年以降増加傾向にあり、約1万7千人に達していることから「小1の壁」と言われている。
- 2014年7月に公表された「放課後子ども総合プラン」に基づき、2018年度までに放課後児童クラブの約30万人分の新たな受け皿を着実に整備すべきである。

### (2) 整備すべき受け皿量の精査、新たな「放課後子ども総合プラン」の策定【新】

- 女性の就業率と保育利用率は年々増加傾向にあり、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿がさらに整備されることから、今後、放課後児童クラブに対する需要もそれらと連動してさらに増えていくものと思われる。
- 必要な受け皿整備量を精査するとともに、新たな「放課後子ども総合プラン」を「子育て安心プラン」と連動した形で早急に策定し、新プランに基づいて放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大を着実に進めていく必要がある。

### (3) 開所時間の延長【新】

- 放課後児童クラブの終了時間は、18時半を超えて開所しているクラブが55%を占め增加傾向にあるものの、18時半までに終了する放課後児童クラブが未だに多く、就業継続の妨げや労働時間の制約要因になっているとの声があることから、開所時間の延長に取り組んでいく必要がある。

### (3) 女性活躍推進法の周知とインセンティブの拡充

- 政府は女性活躍推進法（10年間の時限立法）により、大企業等を対象に2016年4月から女性活躍推進のための一般事業主行動計画の策定・届出・公表等を義務付けている。一方、中小企業は努力義務となっていることから、女性のさらなる活躍推進には企業数の大宗を占める中小企業が自発的に対応を進めていくことが期待される。
  - そのためには、中小企業への周知に加え、一般事業主行動計画策定のインセンティブ（※）の拡充が求められる。また、施行後3年の見直しにあたっては効果をしっかりと検証した上で、さらなる方策を講じていくべきである。
- ※「女性の活躍推進データベース」での計画および女性の活躍に関する情報の公表、公共調達による優遇措置、認定マーク「えるぱし」の付与（計画の届出と別途の申請が必要）等。